

掛川市条例第10号

掛川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

掛川市固定資産評価審査委員会条例（平成17年掛川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 審査申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所<u>又は居所</u></p> <p><u>(2) 審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 審査申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所<u>又は居所</u>を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合</u></p>

<p><u>2</u> 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>3</u> 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 主文</u></p> <p><u>(2) 事案の概要</u></p> <p><u>(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨</u></p> <p><u>(4) 理由</u></p> <p>2 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

(掛川市手数料条例の一部改正)

- 3 掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(手数料の減免)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該手数料の額の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(証明、閲覧等に係る手数料)</p> <p>第7条 証明、閲覧等に関する事務に係る手数料(次章及び第5章で定める手数料を除く。)の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第6条 市長 <u>(地方自治法その他の法令の規定に基づく事務の委任を受けた執行機関を含む。以下同じ。)</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該手数料の額の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>2</u> 市長は、次条第7号及び第8号に掲げる手数料について、<u>地方税法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、当該手数料の額の全部又は一部を減免することができる。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(証明、閲覧等に係る手数料)</p> <p>第7条 証明、閲覧等に関する事務に係る手数料(次章及び第5章で定める手数料を除く。)の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 地方税法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 次のア又はイに掲げる用紙の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</u></p> <p><u>ア 日本工業規格A列3番までの大きさの用紙 1面につき10円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円)</u></p> <p><u>イ 日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙 実費相当額</u></p> <p><u>(8) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第4</u></p>

	<u>条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う地方税法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき同号ア又はイに定める額</u>
<u>(7)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)
<u>(9)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)
<u>(10)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)
<u>(11)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)

(掛川市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の掛川市手数料条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出に係る審査の決定の手続において、地方税法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第32条第1項若しくは第2項の規定により提出された書類その他の物件又は地方税法第433条第3項の規定によって提出させた資料の当該書類若しくは当該資料の写し又は当該電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料について適用する。